

# 宇治労政ニュース

## 出張就労相談会 in 宇治市役所

宇治市役所では、「地域若者サポートステーション京都南」による出張就労相談会（予約制・無料）を定期的に行っています。非正規から正規雇用を目指す方、自分に向いている職種を探したい方、就労に向けて相談員がサポートします。

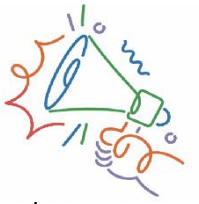
7月・8月・9月・10月の開催



### 《地域若者サポートステーション京都南》

日時	7月6日（月）、7月21日（火） 8月3日（月）、8月17日（月） 9月14日（月）、9月28日（月） 10月5日（月）、10月19日（月） * いずれも午前9時～11時30分（受付は午前11時まで）
場所	宇治市役所1階 地域福祉課相談室
対象者	求職者及びその家族
概要	地域若者サポートステーション（通称サポステ）は、働くことに踏み出したい方とじっくり向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関です。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「働きたいけど、どうしたらよいかわからない…」、「学校を卒業後、中退後の進路が決まらず悩んでいる」、「働きたいけど、コミュニケーションが苦手」、「人間関係のつまずきで退職しブランクが長くなってしまった…」など、働くことや働き続けることに不安があり、一歩踏み出せない方を支援しています。</li> <li>・専門の相談員が、一人一人に寄り添った支援をしています。</li> <li>・職業適性検査（3種・無料）を通じ、自己理解を深めます。</li> <li>・面接練習や履歴書作成など就職活動に役立つセミナーを定期的に行っています。</li> </ul>
申し込み	《地域若者サポートステーション京都南》を希望する方は開催日の <u>3日前までに</u> 、地域若者サポートステーション京都南または宇治市産業振興課に電話でお申し込みください。☎宇治市産業振興課：0774-39-9621（土・日・祝日を除く）
お問い合わせ	地域若者サポートステーション京都南 TEL：0774-54-5380

## 宇治市技能功労者を募集します！



宇治市では毎年11月23日（勤労感謝の日）に技能功労者を表彰しています。この表彰は、永く一つの職業に従事し、優れた技能を磨いてこられた方々の功労をたたえるとともに、技能水準の一層の向上と技能尊重の気運を高めることを目的としています。

### ◆表彰対象者

技能者として特に功労があったと認められ、令和8年11月23日現在において以下の要件を全て備える人。

1. 宇治市内に継続して5年以上住所がある人
2. 宇治市内の事業所に5年以上従事し、30年以上の実務経験を有する満60歳以上の技能者
3. 極めて優れた技能を有し、他の模範と認められる人
4. 引き続きその職業に従事し、指導的立場にある人
5. 小規模の事業所（役員・臨時職員を除き、職員が概ね30人以下）で従事している人

### ◆表彰対象職種

- ・ 建築、土木、電気工事などの職種
- ・ 各種製品の製造、加工、組立て、修理などの職種
- ・ 理容、美容、調理、あんま、マッサージなどの技能的職種

なお、対象職種について不明な点がある場合は事前にお問い合わせください。

### ◆選考の方法

次の方から推薦のあった表彰候補者の内から、選考委員会の選考を経て市長が決定します。

- ①技能者又は技能者を雇用する者が所属する産業団体の長
- ②技能者を雇用する者

※原則として、個人からの推薦及び自薦はできません。

### ◆推薦の手続き

表彰候補者の推薦は、所定の推薦書により**令和8年7月13日(月)から令和8年8月17日(月)17時まで**に宇治市産業振興課まで提出してください。

### ◆推薦書の提出及びお問い合わせ先

〒611-0021 宇治市宇治琵琶 45 番地の 13

宇治市産業振興課 成長支援係

Tel : 0774-39-9621

E-mail : sangyoushinkouka@city.uji.kyoto.jp

各分野での技能の名人を  
ご推薦ください



## 労働者の祭典『メーデー』が開催されました！



### 【連合南山城地域メーデー】

4月25日、「第97回連合南山城地域メーデー」が府立山城総合運動公園(太陽が丘)で組合員ら約850人(主催者発表)が集い、賃金格差の是正を訴えた。参加者は今年の「メーデー宣言」を承認した後、「団結して頑張ろう」と三唱しました。



### 【南山城統一メーデー】

5月1日、「第73回南山城統一メーデー」が府立山城総合運動公園(太陽が丘)で開催され、小雨の降る中、25団体から約280人(主催者発表)が参加され、物価高騰を上回る賃金の底上げなどを求めてJR宇治駅までデモ行進が行われました。

7/6(月)10時～

## うじの生活おうえんクーポン 第2期販売を開始いたします！

7月6日(月)より購入口数を新たに1口追加販売いたします。  
第2期販売開始に向けてシステムの都合上、購入・利用が一時停止いたします。

6月20日(土)0時～ ※購入停止(利用は可能)  
7月2日(木)22時～翌日6時 ※購入・利用ともに停止  
7月6日(月)10時～ 第2期販売開始！

☆第2期販売開始とともに販売・利用期間を延長いたします！

販売・利用期間：～9月23日(水・祝)まで

※ただし、売り切れ次第、販売終了となります。



令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

## カスタマーハラスメント対策の義務化[改正労働施策総合推進法・指針の内容]

職場における「カスタマーハラスメント」とは、..

- ①顧客等の言動であって、
- ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就労環境が害されるもの

であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

## カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

### ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
  - ②カスタマーハラスメントの内容及び予め定めた対処の内容（※）を労働者に周知する
- ※管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

### ◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

### ◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

### ◆対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

### ◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされないを定め、労働者に周知する・啓発する

## 求職者等に対するセクシャルハラスメント対策の義務化[改正男女雇用機会均等法・指針の内容]

求職者に対するセクシャルハラスメントとは、

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

### 【求職者等とは】

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外のものであって、
  - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者
  - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

### 【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下の者が含まれます。なお、SNS等のオンラインを介したものとオンライン上で行われるものも含まれます。

## 求職者等に対するセクシャルハラスメントの防止のために講ずべき措置

### ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 求職者等に対するセクシャルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ② 求職者等に対するセクシャルハラスメントを行ったものについては、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③ 求職者等に関するルールをあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する

### ◆相談体制の整備

- ④ 相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知する
- ⑤ 相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

### ◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥ 事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦ 被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧ 行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨ 再発防止に向けた措置に講ずる

### ◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩ 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪ 労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

【お問い合わせ先】 お近くの都道府県労働局 雇用環境・均等部(室) 受付時間 平日 8時30分～17時15分

発行 宇治市産業振興課

宇治市宇治琵琶 45-13

電話：0774-39-9621（直通）

E-mail：sangyoushinkouka@city.uji.kyoto.jp